

山梨県国民保護計画

(変更予定箇所)

(変更予定箇所を抜粋)

関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備 (消防防災課)

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、県域を越える広域的な避難、物資及び資材の提供並びに救援を実施するための広域応援体制を整備する。

また、知事は、県国民保護計画を作成するにあたり、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県知事の意見聴取を行う。

(2) 相互応援協定の締結等 (消防防災課)

県は、武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、県域を越える広域的な避難、物資及び資材の供給並びに救援の実施のための相互応援体制の構築に努める。

【参考 防災において締結されている相互協定】

- ・震災時等の相互応援に関する協定
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(3) 広域緊急援助隊の充実・強化 (警察本部)

県警察は、警察庁又は他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊による緊急かつ広域的な救助活動等を行うことができるよう、必要な体制の整備を図る。

(4) 緊急消防援助隊の充実・強化 (消防防災課)

県は、消防庁と連携して、緊急消防援助隊による迅速かつ適切な救助活動等を行うことができるよう、必要な体制の整備を図る。

(5) 近隣都県との情報共有 (各関係課)

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する都県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県域を越える広域的な災害に迅速に対応することが重要であるため、保健所、衛生公害研究所等の機関は、上記の近接する都県との間で緊密な情報の共有を図る。

(6) 他の都道府県に対する事務の委託 (知事政策局)

県は、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な体制の整備を図る。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める県が管理する病院、学校、施設等の所在及び連絡先等について、あらかじめ資料を整備し、備えて置く。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、総務省令に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」、様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」及び様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 避難誘導時の情報収集

市町村は、安否情報の基礎情報となる、避難地区における避難住民の人数、状況等の情報収集について、集合場所、避難手段等における収集方法をあらかじめ決めておくものとする。

(2) 安否情報の収集のための準備

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先、通常の所在人数等）についてあらかじめ資料を整備し、備えておくものとする。

また、報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、総務省令に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」、様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」及び様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

(3) 安否情報の整理、報告及び提供のための準備

市町村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告する「安否情報システム」や既存の方式等で報告及び提供することができるよう、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を指定し、必要な研修・訓練に努めるものとする。

6 被災情報の収集及び報告に必要な準備（各所属）

(1) 県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集、連絡にあたる担当者を指定するとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村、指定公共機関等に対し収集した被災情報を速やかに、被災情報報告様式により報告するよう周知する。

なお、指定地方公共機関における被災情報の範囲は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報とする。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 情報の整理・共有化

県は、国、市町村及び関係機関等からの情報を分析、整理して、これらの関係機関と情報の統一化及び共有化を図る。

(9) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、情報通信手段の機能確認に努め、支障が生じた情報通信施設について、応急復旧に努める。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

4 市町村対策本部の設置

対策本部設置の指定を受けた市町村は、市町村国民保護計画に定めるところにより、直ちに対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるとともに、設置した旨を県対策本部に報告するものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国の対策本部等との連携

(1) 対策本部相互の連携

県は、国の対策本部及び市町村対策本部と相互に連携を図り、国民保護措置を総合的に推進する。

県は、国の対策本部と連携を図る場合には、原則として消防庁を通じ、各種の調整や情報の共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部等との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部と県対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、国民保護措置について相互に協力する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、知事は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 (消防防災課)

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

